

入札参加要領		
入札参加資格	<p>①公告日から落札決定までの期間に、世田谷区の契約に係る入札参加停止処分を受けていない者であること。</p> <p>②世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。</p>	
参加申込	様式	様式「入札参加表明書」
	申込方法	申込先にメールにて入札参加の意思表示をしてください。
	申込期日	令和6年2月5日（月）午後5時00分まで
入札	様式	様式「入札書」、「入札内訳書」 ※入札内訳書の書式は任意
	入札日時	令和6年2月8日（木）午後5時00分
	入札方法	<p>①封筒に入れ封印を押してください。</p> <p>②入札価格は1名あたりの単価を消費税（消費税及び地方消費税）込みで記載してください。</p> <p>③入札金額内訳が分かる入札内訳書（任意書式）を入札書に添付してください。</p>
	入札 投函場所	<p>社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団 本部ビル</p> <p>〒154-0017 東京都世田谷区世田谷 1-23-2 3階A会議室</p>
	その他	<p>①1回目の入札で、予定価格以下の入札価格がない時は、最低価格の入札書を投函した応募者と交渉させていただきます。その結果不調になった場合、再入札とします。</p> <p>②予定価格と同額または下回る最低価格の入札書が複数の場合は、くじ引きを行います。</p>
質疑応答	質問方法	下記「問い合わせ先」にお問い合わせください。
	質問期日	令和6年2月5日（月）午後5時00分まで
申込先・ 入札に関する 問合せ先	<p>社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団 経営企画課経営企画係 根岸</p> <p>電話：03-5450-8595（平日9:00～17:00）E-mail：h_negishi@setagayaj.or.jp</p>	
仕様に関する 問合せ先	<p>①芦花ホームに関する問い合わせ先 特別養護老人ホーム芦花ホーム管理係 鈴木 電話：03-5317-1094（平日9:00～17:00）E-mail：s_suzuki@setagayaj.or.jp</p> <p>②上北沢ホーム・寿満ホームかみきたざわに関する問い合わせ先 特別養護老人ホーム上北沢ホーム管理係 大塚 電話：03-3306-5155（平日9:00～17:00）E-mail：t_ohtsuka@setagayaj.or.jp</p>	

年 月 日

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団
理事長 様

入札参加表明書

入札参加要領に記載の入札参加資格を満たしているため、下記入札に参加します。

入札件名	
入札日時	
会社名	印
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

入札書

1. 件名

令和6年度特別養護老人ホーム入所者健康診断等業務委託契約

2. 金額（消費税込み）

億	千	百	十	万	千	百	十	円

入札参加要領に記載の参加資格を満たしているため、
上記の金額をもって請負いたします。

年 月 日

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団 理事長 様

(入札者) 所在地

(住所)

社名

代表者

氏名

印

令和6年度特別養護老人ホーム入所者健康診断等業務委託仕様書

1 業務概要

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団が運営する特別養護老人ホーム入所者の定期健康診断

2 健康診断の種類

特別養護老人ホーム入居者を対象に行う健康診断

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 実施方法

巡回健診方式

5 実施場所

(1) 特別養護老人ホーム芦花ホーム 東京都世田谷区粕谷 2-23-1

(2) 特別養護老人ホーム上北沢ホーム 東京都世田谷区上北沢 1-28-17

(3) 地域密着型特別養護老人ホーム寿満ホームかみきたざわ 東京都世田谷区上北沢 1-32-11

6 実施時期（予定）

(1) 特別養護老人ホーム芦花ホーム（107床）

① 令和6年10月 ※約50名程度規模

② 令和7年 2月 ※約50名程度規模

(2) 特別養護老人ホーム上北沢ホーム（104床）

① 令和6年 7月 ※約50名程度規模

② 令和6年10月 ※約50名程度規模

(3) 地域密着型特別養護老人ホーム寿満ホーム（29床）

① 令和6年10月 ※約29名程度規模

※日程の詳細は、契約締結後に施設側と調整する。

7 業務内容

(1) 検査項目及び受診予定者数

別紙「健康診断検査項目、受診予定者数」のとおり

なお、受診者予定数は受診者数を保障するものではない。

(2) 受診票等

健康診断実施日の14日前までに以下を用意し納品する。

① 受診票（受診者情報及び受診項目等を印刷したものとし、必要なデータは納品
20日前までに請負者へ提供する。）

② 上記の他、受診に当たっての注意説明書等

③ 健診に必要な検体容器等

(3) 当日の運営等

円滑に業務を遂行するため、次の措置を行う。

① 健診実施会場の設営（機材搬入・会場設営は前日に行うことも可能）

② 受付業務

③ 受診者数、実施時間等を勘案のうえ、必要なスタッフ、機材等を用意する。

- ④ 健診に必要な備品、消耗品の手配（机・椅子は用意します。）
- ⑤ 健診に伴い発生する廃棄物の適法な処分
- ⑥ 国やその他学会等で健康診断の受診者の安全に係る法令、通知、通達、指導、ガイドラインに示されている事項を遵守すること。
- ⑦ 止血帯管理

（４）健康診断結果報告及び判定

次の資料を健診実施後４週間以内に所属毎に作成し、提出する。

なお、緊急に医療機関を受診する必要がある利用者分は、速やかに報告すること。

① 健康診断結果通知書 ２部

検査項目毎の数値結果、判定、所見及び指導助言のほか受診者の健康管理に必要な事項を記載し、受診者通知用 1 部、および健康管理者用 1 部を提出する。

なお、判定については日本人間ドック学会「人間ドック健診成績判定及び事後指導に関するガイドライン」を標準とする。（詳細については、打ち合わせを行う。）

② 健康診断結果一覧表 1 部

③ 全有所見者リスト 1 部

④ 受診者受付名簿 1 部

8 その他

- （１）個人情報の秘密保持や再委託禁止など、請負契約にあたって必要な事項は、別紙「請負契約に関する特記事項」に記載されていることを全て遵守すること。
- （２）健診の実施に当たっては、老人福祉法を遵守すること。
- （３）本仕様書に記載のない事項及び詳細は担当者と協議する。
- （４）この委託業務について、契約事項及び本仕様書に明示されていない事項であっても、委託業務の性質上当然必要なものは、受託者の負担で行うこと。
ただし、水道光熱関連は、施設の物を利用することができる。
- （５）契約は受検者 1 人あたりの単価契約とする。
- （６）血液の検査として指定項目が包括されるパッケージ商品があり、経済的かつ効率的に検査することができる場合は、指定項目以外の検査を行っても構わない。
なお、この場合は指定項目以外の検査結果も健診データとして報告すること。
- （７）検査終了後、受託者は指示毎に取りまとめた請求書を作成し、提出すること。

9 問い合わせ先

（１）特別養護老人ホーム 芦花ホーム

芦花ホーム管理係（担当：鈴木）

TEL：03-5317-1094

FAX：03-5317-1093

（２）特別養護老人ホーム 上北沢ホーム・地域密着型特別養護老人ホーム 寿満ホーム かみきたざわ

上北沢ホーム管理係（担当：大塚）

TEL：03-3306-5155

FAX：03-3306-1222

請負契約に関する特記事項

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団を甲、受託者を乙とし、以下事項を定める。

(秘密保持義務)

1. 乙は、この契約の履行により直接または間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。
また、契約期間満了後も同様とする。

(再委託の禁止)

2. 乙は、この契約による業務を第三者に再委託してはならない。
ただし、当該業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要がある時は、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容を甲に通知し、甲の承諾を得なければならない。
また、再受託者にも、この契約を遵守させなければならない。

(目的外使用及び外部提供の禁止)

3. 乙は、個人情報を甲の指示する目的外に使用してはならない。
また、第三者に提供してはならない。

(返還)

4. 乙は、契約を終了したとき、また甲が個人情報の提供を請求したときは、その保有する個人情報を直ちに甲に返還しなければならない。

(複写及び複製の禁止)

5. 乙は、個人情報の全部、または一部を甲の許可なく複写し、または複製してはならない。
甲の許可を受けて複写または複製したときは、当該複写物または複製物を焼却または裁断等により利用できないよう処分しなければならない。

(授受及び保管)

6. 乙は、個人情報の授受、保管および管理について、善良な管理者の注意をもってあたり、個人情報の消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。

(立ち入り検査及び調査)

7. 甲は、個人情報の管理状況について、随時立ち入り検査または調査をし、乙に対して必要な報告を求め、または請負業務の処理に関して指示を与えることが出来る。

(事故の報告)

8. 乙は、事故が生じた時は、直ちに甲に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(反社会的勢力の排除)

9. 甲、乙は次の各号の事項を確約する。
 - ① 暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。

② 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

③ 自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

10. 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。この場合、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

ア 前項①又は②の確約に反する申告をしたことが判明した場合

イ 前項③の確約に反し契約をしたことが判明した場合

ウ 前項④の確約に反する行為をした場合

(契約解除)

11. 甲又は乙は不測の事態等により契約履行が困難となった場合には、3か月前までに相手方に書面で通知することにより、本契約を解除することができる。

この場合、甲は乙に対し、履行完了分までの費用を支払うものとし、解除により生じる損害について一切の賠償を負わない。